市立岸和田市民病院の体圧分散マットレス等賃貸借及び保守業務委託契約について、次のとおり条件付一般競争入札を行う。

令和８年 11 月 18 日

岸和田市長　　佐野　英利

１　条件付一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

体圧分散マットレス等賃貸借及び保守業務

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 賃貸借期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

(4) 納入場所

岸和田市額原町 1001 番地

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続

開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

(6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

(7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年４月１日施行。以下「指名停止要綱」という。）に該当する事実がないこと。

(8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(9) 入札申込書の提出時点で、本件仕様書と同等の業務を病床数 300 床以上の病院において、直近３年以内に請け負った実績を有する者であること。

(10) 大阪府内に本社または営業所がある事業者であること。

３　入札参加資格審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第１号に掲げる書類を市立岸和田市民病院事務局経営管理課まで提出し、本市の資格審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア　岸和田市条件付一般競争入札参加申込書

イ　契約（取引）実績調書

ウ　契約（取引）実績に係る証明書

※ア、イまでに掲げる書類の様式は、市長が別に定めたものとする。

(2) 条件付一般競争入札参加申込書等の提出

令和８年 11 月 20 日（金）から同年 12 月 10 日（木）までの午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）に、市立岸和田市民病院事務局経営管理課まで持参して提出すること（郵送は不可）。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

提出いただいた書類に基づき、入札参加資格の審査を行う。審査の結果、資格を有すると認めた者には、入札参加通知書、入札要項、入札内訳明細書、別紙「入札金額の積算方法について」、委任状及び退書を電子メールで通知するものとする。

入札参加を認められなかった者については、書面によりその理由を付して通知するものとする。

４　仕様書等の閲覧等

(1) 入札説明書、業務委託入札心得、仕様書、契約書（案）、入札参加申込書、契約（取引）実績調書、契約（取引）実績に係る証明書及び質問書（以下「仕様書等」という。）は、令和８年 11 月 20 日（金）から同年 12 月 10 日（木）まで市立岸和田市民病院ホ

ームページより閲覧し、ダウンロードすることができる。

(2) 仕様書等に関する質疑は、令和８年 11 月 20 日（金）から同月 27 日（金）午後５時までに次の送付先に質問書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。

また、電子メールの送付後、下記担当まで電話によりメール受信確認をすること。

送付先　市立岸和田市民病院事務局経営管理課　須川

メールアドレス　itou-miho@city.kishiwada.lg.jp

当該質疑に対する回答は、令和８年 12 月３日（木）午後５時までに市立岸和田市民病院ホームページにて回答する。なお、質問の回答は、仕様書等の追加または修正とみなす。

5　入札執行の日時及び場所

令和８年 12 月 21 日（月）午前 10 時 00 分

市立岸和田市民病院３階研究室

※入札時刻に遅刻した者は、失格とする。

6　入札執行の中止等

入札参加資格を有する者の数が１となった場合は、本入札を中止することがある。この場合のほか、やむを得ない事由により入札執行を中止、又は延期するべきと判断したときは、入札執行を取りやめ、又は延期するものとする。

7　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 岸和田市業務委託入札心得第９条に該当する入札

(2) 入札時点までに第２項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったもの

8　入札保証金

本入札に参加を希望する者は、岸和田市病院事業会計規則（平成 26 年規則第 24 号。以下「会計規則」という。）第 136 条の規定により入札金額の 100 分の３に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第 137 条の規定により準用する岸和田市財務規則（平成９年規則第 11 号）第 108 条各号のいずれかに該当する場合は、納付を免除する。

9　最低制限価格の設定

最低制限価格は設けない。

10　予定価格等の事前公表

予定価格は事前公表しない。

11　契約保証金

契約代金の額に 100 分の 10 を乗じて得た額以上の額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、会計規則第 137 条の規定により準用する岸和田市財務規則第 123 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12　長期継続契約に関する事項

この入札に係る契約は、長期継続契約に関する条例（平成 17 年条例第５号）第２条第３号に規定する長期継続契約である。令和９年度から令和 14 年度においてそれぞれ当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

13　契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。

14　その他

(1) 現場説明については、これを省略する。

(2) 落札者が契約の日の期限に、第２項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったときは契約を締結しない。この場合、岸和田市は受託候補者に対して何ら責任を負わないものとする。

14　入札及び契約に関する問合せ先

市立岸和田市民病院事務局経営管理課

電話　072-445-1000（代表）